

田辺市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

平成 年 月

田辺市

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の対象

第2章 「次世代育成支援行動計画」の評価・課題

1. 子育て家庭を地域みんなで応援するまち
2. 子育てと社会参加が両立したまち
3. 子育てを楽しむ環境が整ったまち
4. 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

第3章 田辺市の子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1. 子どもをめぐる状況
2. 子どもと家庭の状況

第4章 計画の目標

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本目標
4. 計画の体系

第5章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと確保方策）

1. 教育、保育提供区域の設定
2. 教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

第6章 子ども・子育て施策の方向

1. 子育て家庭を地域のみみんなで応援するまち
2. 子育てと社会参加が両立したまち
3. 子育てを楽しむ環境が整ったまち
4. 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

【参考資料】

各施策の事業

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えることが懸念されるものとなり、また都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化してきています。

こうした状況の中で、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成支援の推進を図ってきました。しかしながら、全国的に少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることや、子育てに対する負担感や不安が募っていることが引き続き問題となっていることを背景に、新たな取組としての「子ども・子育て関連3法」を平成24(2012)年8月に制定したところです。

このような流れを受け、本市においても、平成17年3月「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度（前期計画：平成17年度～平成21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）を計画期間として、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的に推進してまいりました。しかしながら、近年の経過の中で、子どもと家庭を取り巻く状況は変化していることから、第一義的には「子どもは、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

そうしたことから、「田辺市次世代育成支援行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、これまでの子ども・子育て支援に関する取組を継承しながら、新たな展開を目指した計画として「田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく、市町村事業計画であり国より示された「子ども・子育て支援事業計画の基本指針」であるすべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」等を目指すものである。

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援にかかわっている団体の代表、事業者、子育て中の保護者などで構成する「田辺市子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定をします。

3. 計画期間

平成27(2015)年度を初年度とし、平成31(2019)年度までの5年間とする。

4. 計画の対象

おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とする。

第2章 「次世代育成支援行動計画」の評価・課題

1. 子育て家庭を地域みんなで応援するまち

1-1 地域の子育てサービスの充実

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められていることから、子育てに関する相談事業や交流の場の提供、子育て支援サービスの充実、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターでの取り組みなどを通して、地域における子育て支援を進めてきました。

主な取組として、地域子育て支援センターにおける子育て相談、子育てサークル育成支援や民間団体によるファミリーサポートセンターへの参加は安定的に推移しており、地域の中で助け合いながら子育て支援に努めています。

しかしながら、利用者の偏りなども見られ、利用していない方への参加促進や、ニーズに対応した自主的な運営体制の継続などが課題となっており、関係機関とのさらなる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

表 評価：地域の子育てサービスの充実

平成26年3月末評価

1-2 要支援家庭などへのサポート

特に配慮が必要な要支援家庭への取り組みとして、ひとり親家庭等の自立支援や多子家庭への経済的な支援、要保護児童対策地域協議会などでの取り組みを進めてきました。

紀南地方を中心とした厳しい経済状況や少子化傾向の中で、事業は安定的に推移しています。今後も現在の利用者と同様のニーズの掘り起こしや、家庭状況などに対応したきめ細かな施策運営が課題です。

表 評価：要支援家庭などへのサポート

平成26年3月末評価

1-3 地域支援ネットワークの確立

「田辺市民活動促進指針」に基づき、市民活動への支援に取り組むとともに、サークル活動への支援などを推進し、地域活動への支援を進めてきました。

地域の活動主体の高齢化、減少による活動の継続への不安が現れており、運営体制の検討が必要となっています。

表 評価：地域支援ネットワークの確立

平成26年3月末評価

2. 子育てと社会参加が両立したまち

2-1 保育サービス等の充実

保育所ごとに柔軟な保育サービスの展開や児童の受け入れ体制の整備を図るとともに、保護者の勤務形態の多様化などに対応するため、一時保育や延長保育、休日保育、病後児保育などの保育サービスの充実に取り組んできました。

今後も、保護者の勤務形態の多様化に対応する必要性があり、また、近年配慮が必要な児童の増加に対応したきめ細かな施策運営が課題です。

表 評価：保育サービス等の充実

平成 26 年 3 月末評価

2-2 両立支援の促進

ファミリーフレンドリー企業の普及や育児介護休業制度等の周知・情報提供等に努めてきました。関係者等への周知及び事業実施に時間がかかるため、普及啓発の促進が課題です。

表 評価：両立支援の促進

平成 26 年 3 月末評価

3. 子育てを楽しむ環境が整ったまち

3-1 親を育てる環境づくり

子育て中の家庭、また、これから親となる次代の親づくりという視点に立ち、子育て情報の提供や乳幼児とのふれあい活動などの取り組みを通して、子育ち・親育ちのサポートを推進してきました。

事業への参加は安定的に推移していますが、今後も情報提供、事業内容など、より参加しやすい環境づくりが課題です。

表 評価：親を育てる環境づくり

平成 26 年 3 月末評価

3-2 健やかな成長のための環境整備

子どもの健やかな成長を育むため、各保育所などにおいて、運動遊び、園庭開放などの取り組みを進めてきました。また、小中学校などでは、学校と家庭、地域との連携を深め、道徳教育や学習活動、社会奉仕活動、自然体験活動などを実施してきました。

子ども達の健全育成に向け、個々の状況に応じた関係機関の連携等が課題です。

表 評価：健やかな成長のための環境整備

平成 26 年 3 月末評価

3-3 家庭教育への取り組み

公民館等で、家庭教育に関する講座や学習への取り組みを行ってきました。

子育て世代の積極的な参加を促進するため、開催場所、事業内容、情報提供などより参加しやすい環境づくりが課題です。

表 評価：家庭教育への取り組み

平成 26 年 3 月末評価

4. 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

4-1 健康の保持増進

母子の健康の確保のため、妊娠時からの訪問指導や各種教室等を実施し、乳幼児期から一貫した切れ目のない事業に取り組んできました。

健康診査等の事業実施は高水準で推移しています。健診未受診者等対象者の把握方法等の検討、フォローが必要なケースへの適切な対応と継続支援などが課題です。

表 評価：健康の保持増進

平成 26 年 3 月末評価

4-2 児童の権利擁護

子どもの人権啓発や教育相談など、児童の権利擁護を図るさまざまな取り組みを進めるとともに、児童問題に関連機関が連携を深め、要保護児童対策地域協議会の設置など協力体制を確保し、虐待を受けている児童をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な支援、未然防止に努めてきました。

事業への参加促進を図るとともに、幅広い教育相談窓口による適切な対応が課題です。

表 評価：児童の権利擁護

平成 26 年 3 月末評価

4-3 生活環境の整備・充実

子どもや子育て家庭が快適に暮らせ、また、いきいきと生活できるように、居住空間や道路環境、公共施設などの生活環境の整備・充実に努めてきました。

子どもへの有害環境対策、居住環境の改善、バリアフリー化などが課題です。

表 評価：生活環境の整備・充実

平成 26 年 3 月末評価

4-4 子どもの安全の確保

みんなで子どもを守る街づくり計画の実施において、町内会や地域単位で子どもの通学を見守り、声かけ運動を実施してきました。

情報提供、地域交流によって子どもたちの安全確保に関する市民意識をさらに高めることが課題です。

表 評価：子どもの安全の確保

平成 26 年 3 月末評価

第 3 章 田辺市の子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1. 子どもをめぐる状況

(1) 人口構成

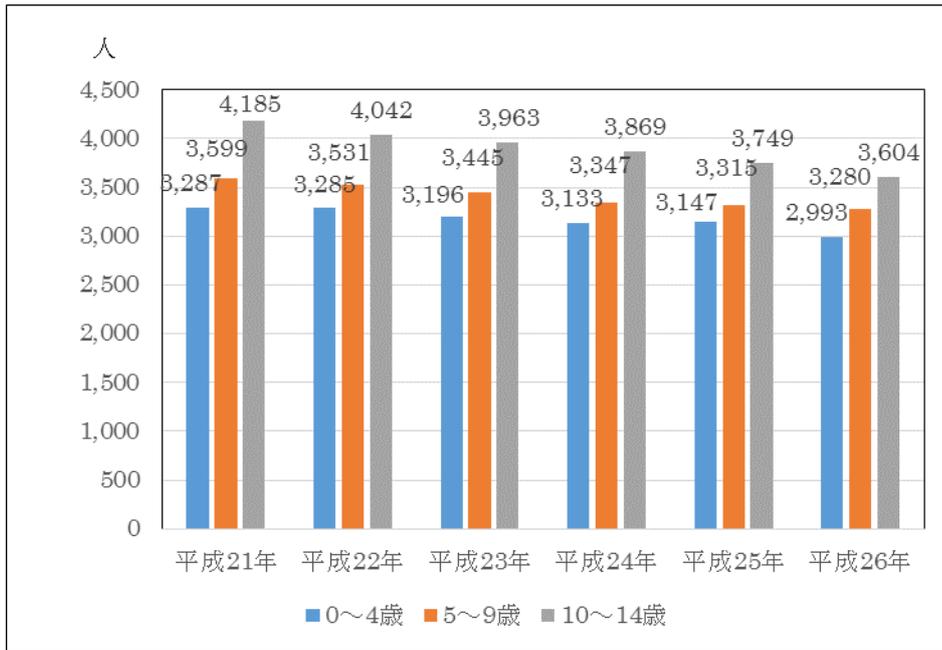
本市の人口は、平成 26 年住民基本台帳（4 月 1 日）によると、79,116 人となっており、内訳は、年少人口 9,877 人（12.5%）、生産年齢人口 45,910 人（58.0%）、老年人口 23,329 人（29.5%）の構成であります。

経年的には、老年人口がやや増加しているが、年少人口はやや減少、生産年齢人口は大幅な減少をみせ、全体としてここ 5 年間で 3,421 人の減少であります。

図 人口構成（田辺市、住民基本台帳人口、各年 4 月 1 日）

	上段 人		下段 %			
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	82,537 100.0	81,938 100.0	81,191 100.0	80,475 100.0	80,117 100.0	79,116 100.0
年少人口	11,071 13.4	10,858 13.3	10,604 13.1	10,349 12.9	10,211 12.7	9,877 12.5
0～4歳	3,287 4.0	3,285 4.0	3,196 3.9	3,133 3.9	3,147 3.9	2,993 3.8
5～9歳	3,599 4.4	3,531 4.3	3,445 4.2	3,347 4.2	3,315 4.1	3,280 4.1
10～14歳	4,185 5.1	4,042 4.9	3,963 4.9	3,869 4.8	3,749 4.7	3,604 4.6
生産年齢人口	49,258 59.7	48,732 59.5	48,405 59.6	47,872 59.5	47,044 58.7	45,910 58.0
老年人口	22,208 26.9	22,348 27.3	22,182 27.3	22,254 27.7	22,862 28.5	23,329 29.5

図 年少人口の推移（田辺市、住民基本台帳人口、各年 4 月 1 日）



年少人口（0～14歳）をみると、平成26年住民基本台帳（4月1日）によると、0～4歳は2993人（3.8%）、5～9歳は3280人（4.1%）、10～14歳は3604人（4.6%）の構成で低い年齢層ほど人口は少なくなっています。経年的には、年少人口の0～4歳、5～9歳、10～14歳の各階層とも減少しており、全体としてここ5年間で1194人の減少であります。

(2) 人口動態

本市の人口動向を、自然増減、社会増減でみると、経年的にどちらも減少となっており、それぞれ毎年300人～500人程度減少（合計600人～1000人）を続けています。

図 人口動態（田辺市、出生、死亡、自然減）

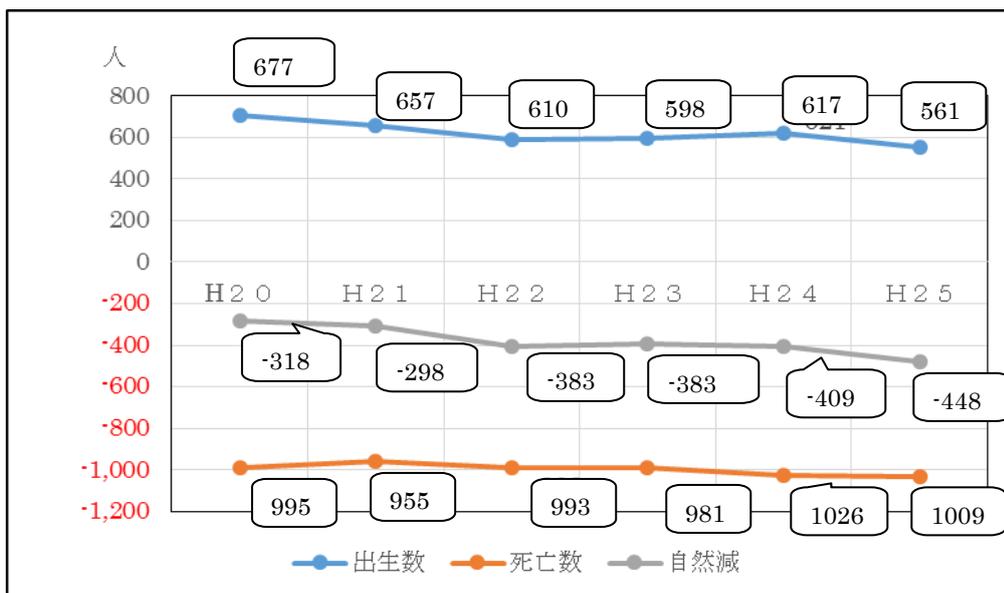
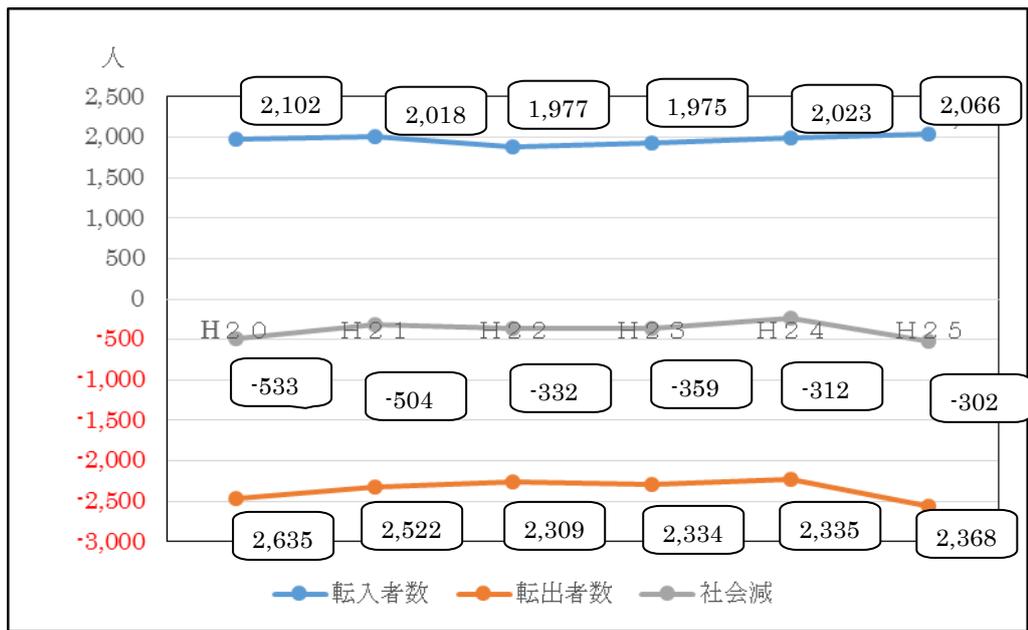


図 人口移動（田辺市、転入、転出、社会減）



※総務省統計局「各年10月1日現在推計人口」より

(3) 人口推計

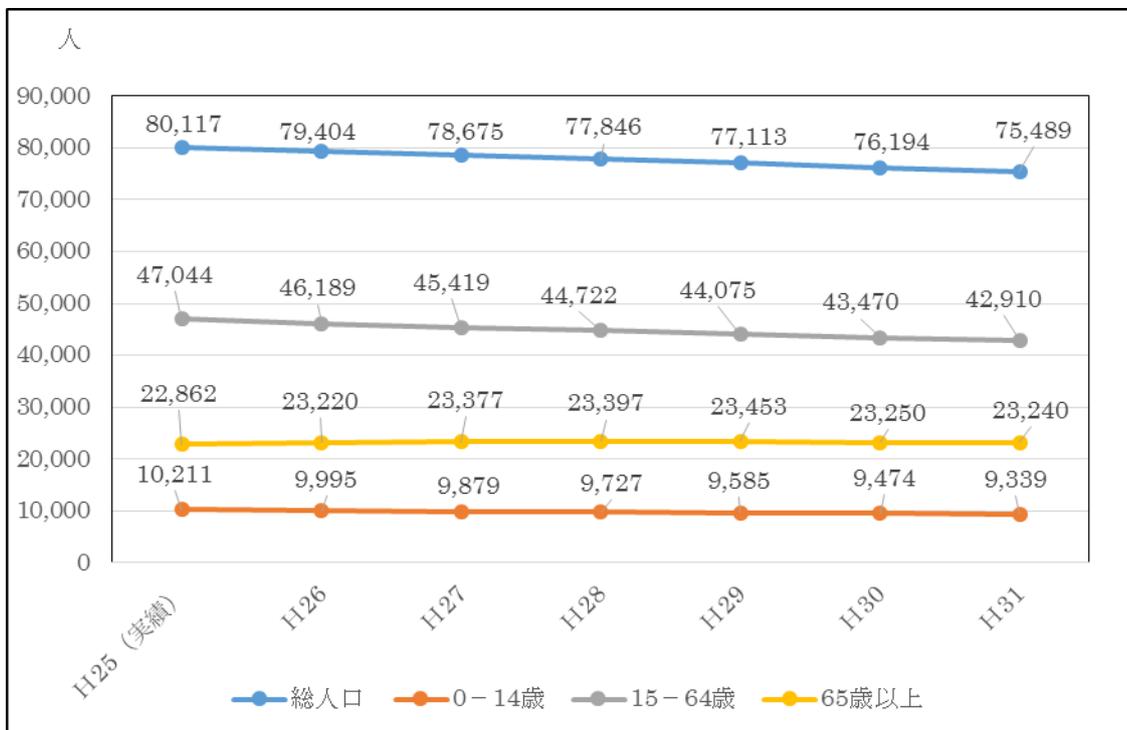
平成 25 年人口 80,117 人を実績値として、それ以後の人口をコーホート要因法により推計してみると、本市の人口は漸減し、6 年後の平成 31 年には 75,489 人と約 4,628 人の減少と推計されます。

年齢構成としては、平成 31 年には、年少人口（0～14 歳）は 9,339 人（12.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）42,910 人（56.8%）、老年人口（65 歳以上）23,240 人（30.8%）であります。

経年的には、老年人口はやや増加、年少人口はやや減少であるが、生産年齢人口が大幅な減少となって、全体の減少につながっています。

なお、本市の合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成 20 年から 24 年で 1.61 であり、全国値はこの時期 1.39 程度であるので、それを超える水準となっています。

図 人口推計（田辺市 平成 25 年実績 住民基本台帳人口）



本市の人口減少は、転出超過とともに人口動態の自然減少をとめない、年少人口の各年齢層の減少が進んでいることから、今後市域での人口定着を目指す取組みが重要となっています。

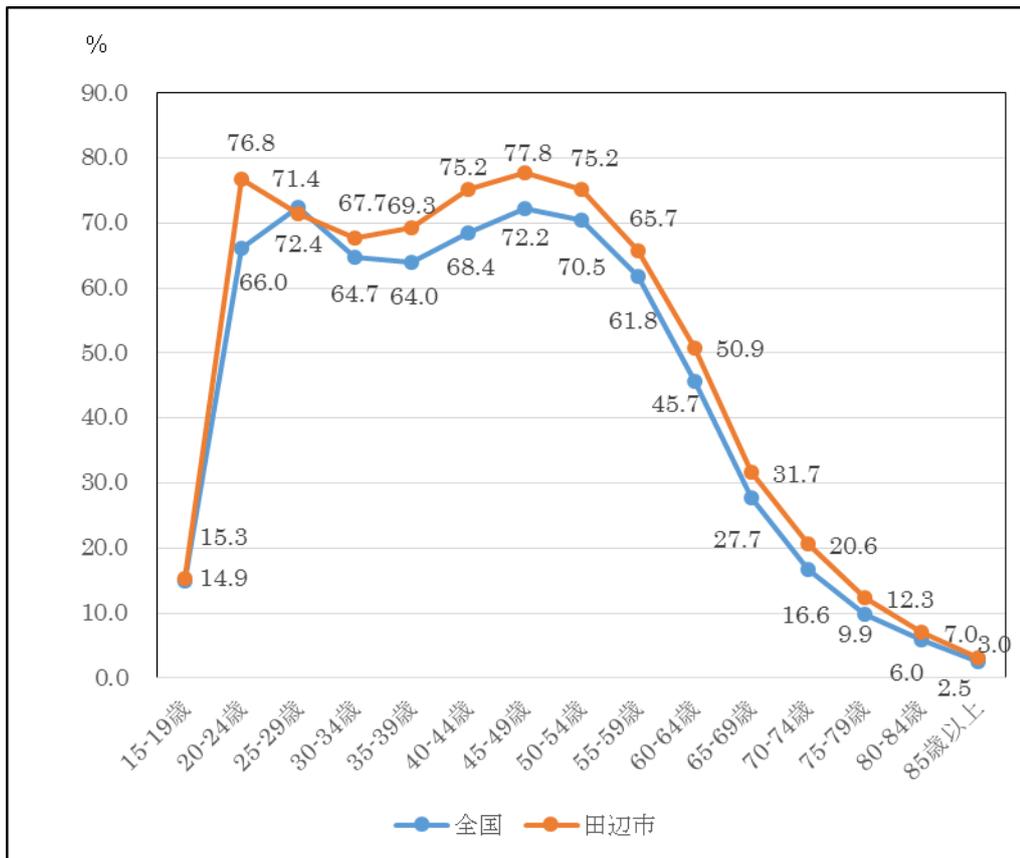
2. 子どもと家庭の状況

(1) 女性労働力率

15歳以上の人口で、各年代の労働力人口を割ると労働力率が求められ、従来からわが国において、女性労働力率が、30歳代からM字にカーブすること（30～40歳代女性の就業の減少）が問題とされてきました。

本市と全国を比較すると、本市の女性労働力率は、各年代を通じて全国値以上の水準となっていることが見て取れ、とりわけ、30歳代、40歳代での水準の高さは特徴的であり、女性の就業が広がっています。こうした状況において、今回の保育ニーズに現れていると言えます。

図 女性労働力率（全国、田辺市、平成22年国勢調査）



(2) 未婚率

年代別に未婚率をみると、本市の場合、全国と比べてほぼ同様の推移を見せるとともに、概ね 30 歳代以下の未婚率は、全国値を下回っています。

図 男性未婚率（全国、田辺市、平成 22 年国勢調査）

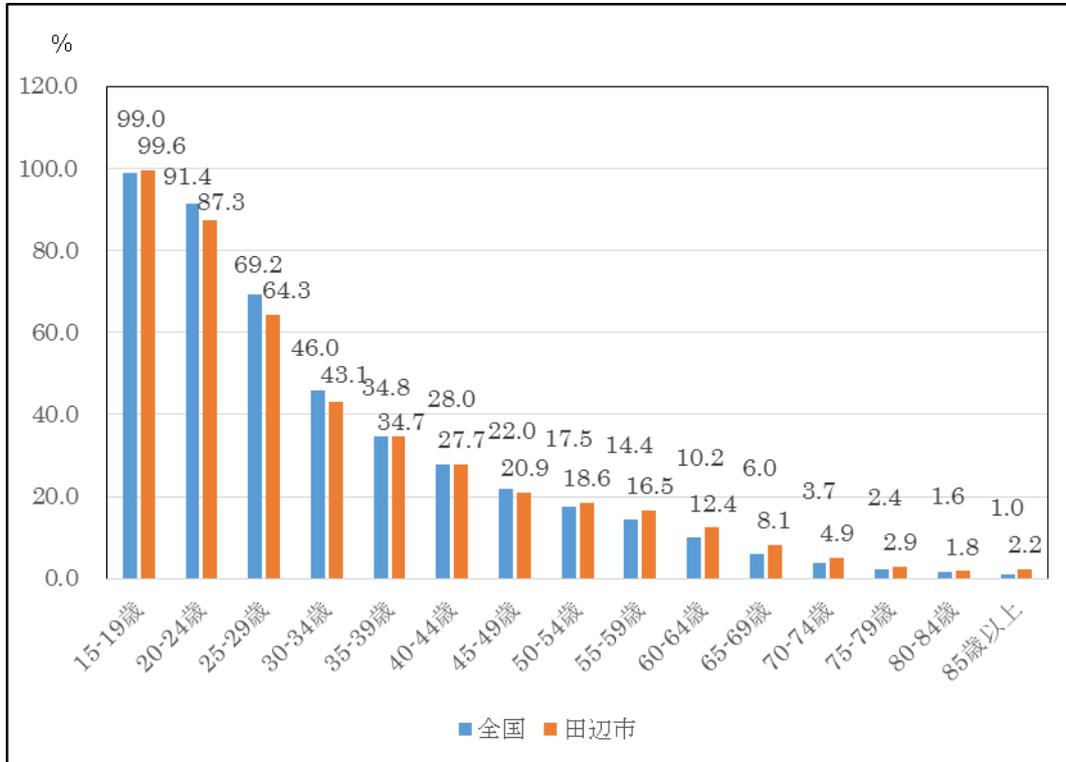
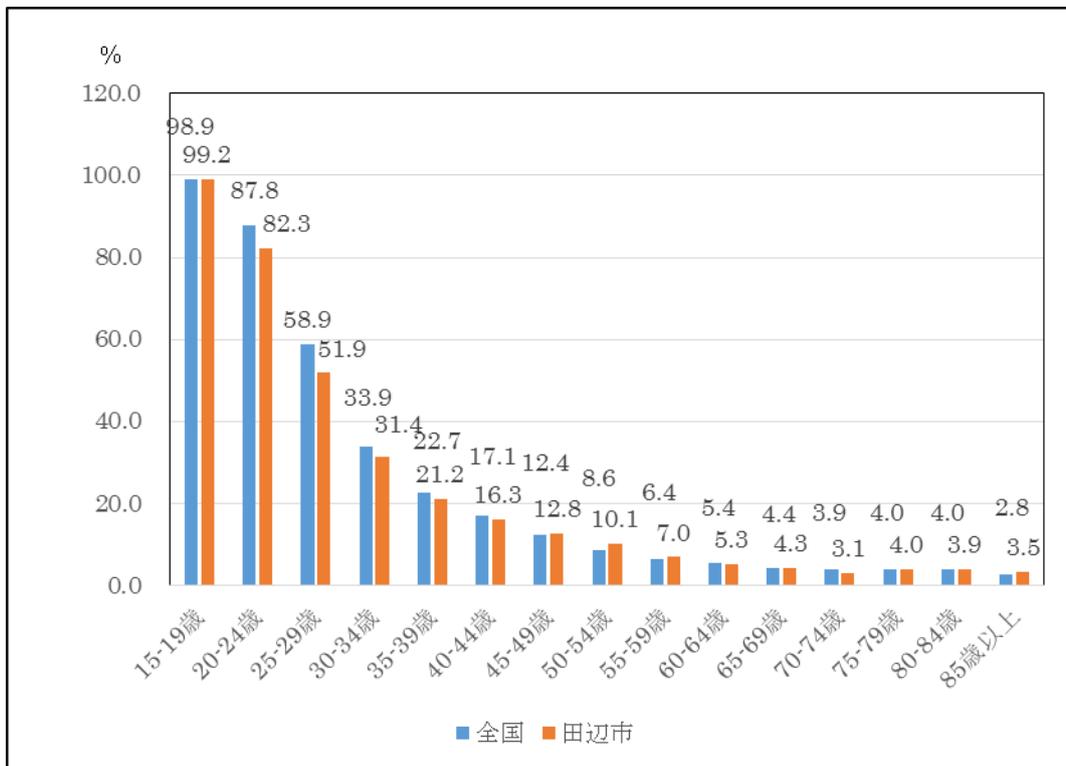


図 女性未婚率（全国、田辺市、平成 22 年国勢調査）



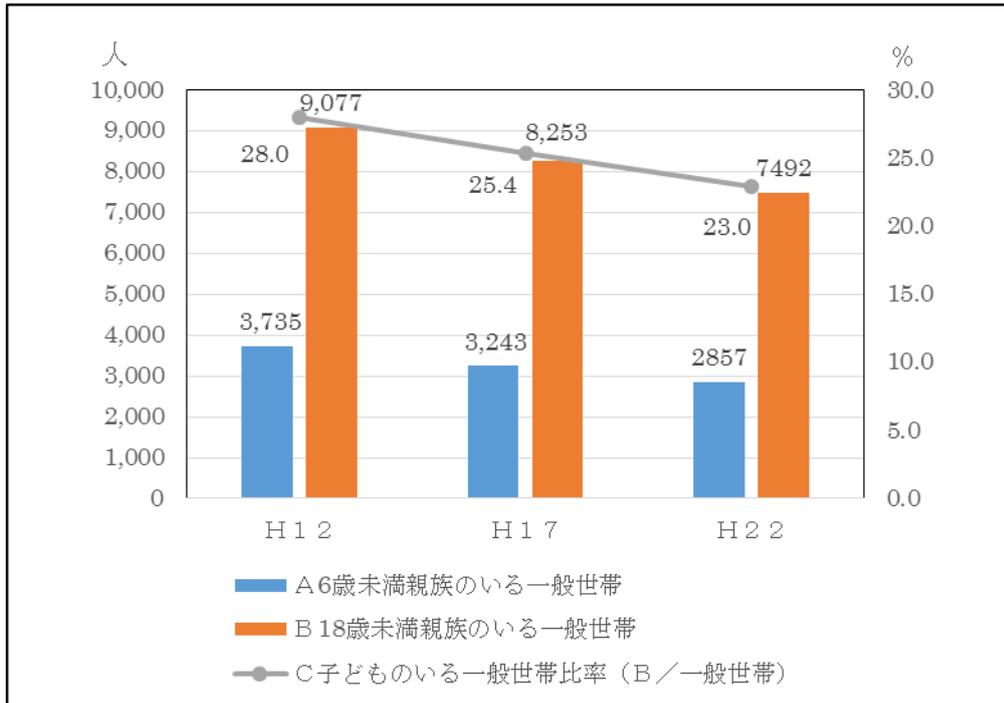
(3) 子どものいる一般世帯

本市の一般世帯の子どものいる状況を見ると、平成 22 年国勢調査において、23.0%となっています。

全国平均の子どものいる一般世帯比率は 23.1%であることから、ほぼ同様の水準であります。

しかし、経年的に子どものいる一般世帯をみると、平成 12 年から世帯数、比率とも急速に低下しています。

図 子どものいる一般世帯（田辺市、国勢調査、平成 17 年合併区域）



子どもと家庭をめぐる問題として、地域に定着している方々の婚姻関係、出生率、及び就業状態などは全国の平均水準以上の状況を見せていますが、一方市外への生産年齢人口の流出傾向が強く、それによって子どものいる一般世帯の減少、将来的な人口減少傾向などが顕著になっていると言えます。

第4章 計画の目標

1. 基本理念

保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもと、家庭や、地域、職場などの社会全体が連携しながら、「田辺市次世代育成支援行動計画」に示された基本理念を継承し、より実現可能な施策を推進します。

(基本理念)

豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成

2. 基本的視点

本計画の推進にあたっては、これまで取り組んできた「田辺市次世代育成支援行動計画」の基本方向を踏まえ、以下の5つを基本的視点とし、「子ども・子育て支援新制度」において、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

《基本的視点》

(1) 保護者の親育ちの支援

父母その他の保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びを実感されるように配慮して行わなければなりません。

子どもが生まれてからは、その家庭ごとに成長していきます。しかし、子育てを取り巻く課題、多様化・深刻化している現状があります。そのため、行政、企業、そしてなによりも地域の人々がそれぞれの立場から支えてくれる子育て支援社会を構築していくことが重要です。地域全体でサポートすることで、親が責任を持ちながらも、喜びや楽しみを感じながら子育てをすることは、子どもが豊かな心で育つことにもつながっていきます。

(2) 子どもの自立と育成

「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重することが重要です。次世代の親づくりという視点から長期的な視野に立って豊かな人間性、自立性を育む環境づくりが必要です。

(3) 家庭をはじめ社会全体での支援の仕組みづくり

家族形態や価値観の変化に対応するため、ニーズに即した計画内容であることが必要です。また、保護者はもとより、国、自治体、企業や地域を含めた社会全体による支援の仕組みづくりを促進することが必要です。

(4) 地域の特性をふまえた総合的、主体的な支援

子育てと仕事の両立支援のみならず、すべての子どもと家庭への支援という観点から、地域活動団体や民間事業者、各種施設、その他のさまざまな地域の社会資源を活用しながら、田辺市の特性を踏まえた適切なサービスの量及び質を確保する総合的で主体的な取り組みを進めることが重要です。

(5) 男女共同参画による子育て環境づくり

少子化対策の観点からも、男女共同参画を推進し、男女ともに安心して仕事や社会参加と子育てが両立できる環境づくりを進め、男女が互いに協力し合って自信を持って楽しい子育てができるための環境づくりが必要です。

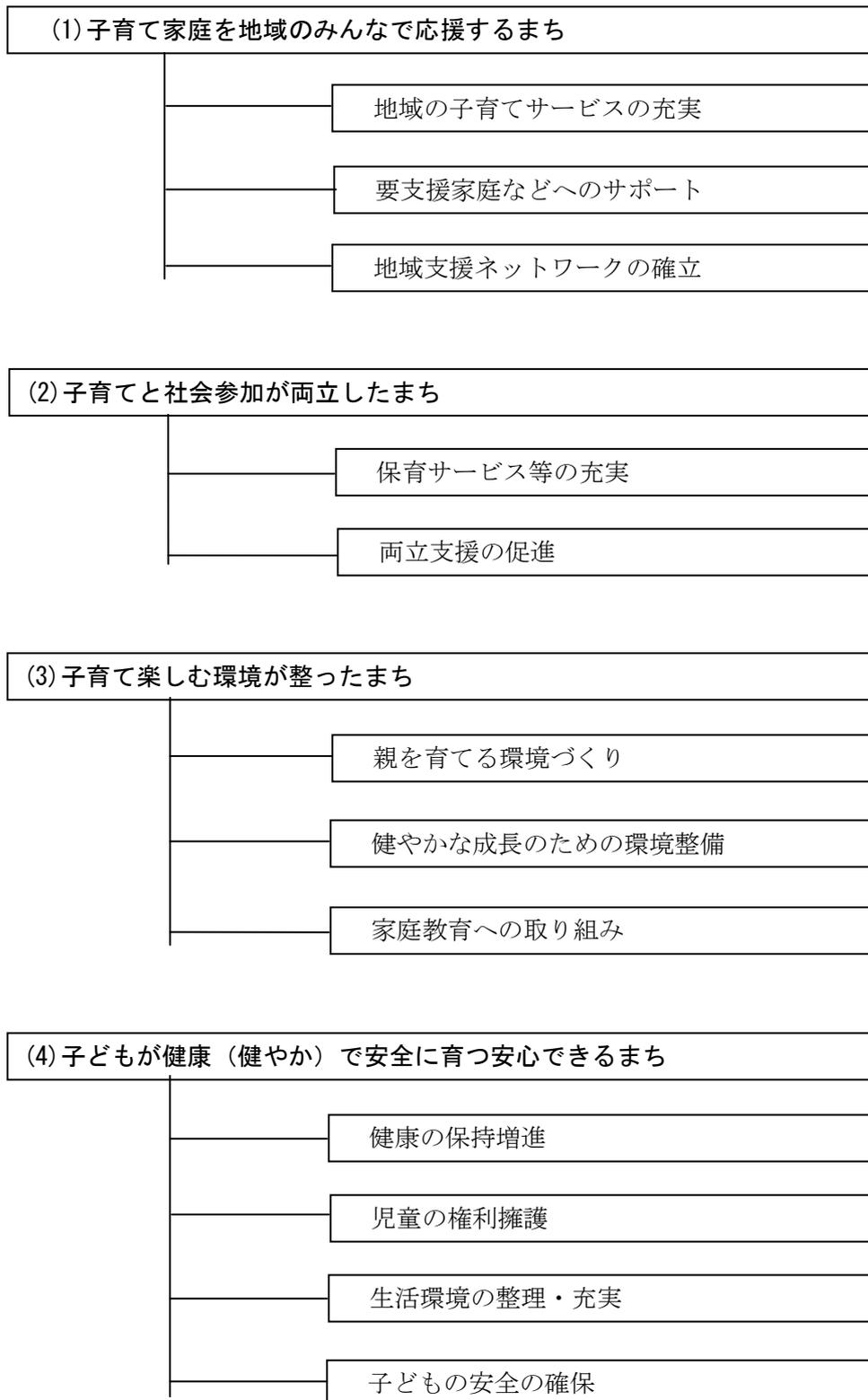
3. 基本目標

基本理念を基に、4つの基本目標を掲げます。

〈基本目標〉

- (1) 子育て家庭を地域のみinnで応援するまち
- (2) 子育てと社会参加が両立したまち
- (3) 子育てを楽しむ環境が整ったまち
- (4) 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

4. 計画の体系



第5章 子ども・子育て事業計画（量の見込みと確保方策）

1. 教育、保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定める。

2. 教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保

子ども・保護者の教育・保育の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設、地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する。

〇〇地域	1年目					2年目				
	教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号) ②		満3歳未満 保育認定 (3号)		教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)		満3歳未満 保育認定 (3号)	
		保育を希望 (右記以外)	学校の教育 の利用意向 が強い	0歳	1・2歳		保育を希望 (右記以外)	学校の教育 の利用意向 が強い	0歳	1・2歳
①量の見込み	①	(イ)	(ア)	③						
②の確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育									
②-①										

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

子ども・保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を定める。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・ショートステイ事業
- ・こんには赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- ・養育支援訪問事業等
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・妊婦健康診査助成事業

第6章 子ども・子育て施策の方向

1. 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち

1-1 地域の子育てサービスの充実

【現状と課題】

本市では、子育てに関する相談事業や交流の場の提供及び地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどの取り組みを通して、地域における子育て支援を進めてきました。

しかしながら、核家族化の進行や地域住民の連帯意識の希薄化などにより、子育てに関する心理的負担感や不安感を持つ人が更に増える中、子育て世代が身近なところで気軽に相談できる体制や子育て世代の交流の場・機会づくりは、今後より一層必要となっています。

また、児童館や子どもクラブ活動において、地域の協力を得て様々な体験活動や子育て家庭の交流活動などの取り組みも実施していますが、人材の不足や参加者の減少などの課題もうかがえます。

今後も地域全体で子育てを応援できるように、行政、関係機関、関係団体が一体となり、子育て支援を進めていくことが重要となっています。

【施策の展開】

① 子育て中の保護者の自主活動の育成・支援

“地域での子育て”を主眼とした、各種の課題を解決するため保護者間のネットワークを強化するための取り組みやグループ、サークルの育成・活動を支援します。

② 相談、支援サービスの充実

日常の子育ての悩みなどを地域の身近な場所で集い、相談できるような環境づくりを進めるとともに、子育てに関わる心配や問題に対して、適切な対応ができる専門スタッフによる相談事業等を充実させていきます。

③ 子どもの居場所づくり

幼児期における子ども同士の関わりは、心身の発達や社会性を身につける点からも非常に重要な体験となります。さらに年齢を重ねるにつれて、子どもは様々な交流により大きく成長することとなります。このため、地域社会における「子育て力」を再認識し、子どもが育つための環境を整備していきます。

④ 健全育成のための組織の連携

市内には、芳養児童センター、末広児童館、天神児童館があり、地域の子どもたちの遊びや学習の拠点となっています。今後も地域における子どもたちの健全育成の場として、機能の充実、改善を進め、子どもの視点が尊重された場となるように努めます。また、健全育成のための関係者、関係団体の連携を強化していきます。

1-2 要支援家庭などへのサポート

【現状と課題】

本市では、子育てを行う上で特に配慮が必要な要支援家庭への対応として、ひとり親家庭等の自立支援や多子家庭への経済的な支援、要保護児童対策地域協議会などでの取り組みを進めてきました。また、平成24年3月に「第3期障害福祉計画」を策定し、様々な障害福祉施策に取り組んでいます。

今後も、ひとり親家庭や障害のある子どもであっても、誰もが地域で安心して暮らせるように、保健、医療、福祉、教育分野の関係機関とも連携を図りながら、一人ひとりのニーズに応じた支援を推進していくことが重要となっています。

【施策の展開】

① ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭は、年々増加しており、生活・養育・就労など多様な問題を抱えており、自立のための支援をより一層進めていく必要があります。

このため、各家庭が自立した生活ができるように、相談事業や生活支援、経済支援などの充実を図ります。

② 障害児施策の充実

障害や発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向けて早期療育体制の充実に努めることに加え、障害のある子どもが地域で適切な保育や教育が受けられるように関係機関の連携の強化を図ります。

また、児童発達支援などの障害児の各種福祉サービスが利用しやすくなるようにサービス提供体制の充実を図るとともに、特別児童扶養手当など障害を事由に支給がされる各種手当の制度啓発により、家庭における経済的負担の軽減を図ります。

③ 児童虐待の防止

虐待の未然防止のため、相談指導体制の充実など保護者の子育て不安の解消や負担感の軽減を図ります。また、関係機関への児童問題に関する研修機会を増やすなど、問題の共有化を図り、相互の情報交換、連携の強化を図ります。

1-3 地域支援ネットワークの確立

【現状と課題】

本市では、平成15年に策定された「田辺市民活動促進指針」に基づき、市民活動への支援に取り組むとともに、サークル活動への支援などを推進し、地域活動への支援を進めてきました。

しかしながら、子育てを取り巻くニーズの多様化・複雑化に対応するためには、更にボランティア活動やサークル活動などを支援し、市民主体による身近な地域における福祉活動の充実を図っていくことが必要であると考えています。

今後も、各種の関係機関・関係団体等と連携・協働しながら、地域保健福祉活動の推進や市民活動団体の育成、各種サークル間のネットワーク化を支援して、地域における支援活動を充実させることが重要となっています。

【施策の展開】

① 子育て交流の充実

子育てに悩みを抱えている保護者が相談する機会を逸したり、相手を見出せずに孤立することによ

り健全な子育て・子育てに悪影響を及ぼさないように、グループやサークル活動など、保護者の相互交流の場づくりを推進します。

② 地域における地域社会づくり

地域全体での子育てを進めるため、子どもに対しての地域での見守りや声かけにより、力強い保育力・教育力を持った地域社会づくりを目指します。

③ 子育て支援ボランティアの育成、活動の支援

地域での子育て支援を応援するボランティアの育成、活動を支援します。

2. 子育てと社会参加が両立したまち

2-1 保育サービス等の充実

【現状と課題】

本市では、保育所ごとに柔軟な保育サービスの展開や児童の受け入れ体制の整備を図るとともに、保護者の勤務形態の多様化などに対応するため、延長保育、休日保育、病後児保育などの保育サービスの充実に取り組んできました。

また、放課後児童の安全確保と指導内容の充実に向けて、放課後児童クラブの拡充等を進めています。

平成 25 年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」では、就学前児童の保護者（現在働いていない母親）で「就労したい」と回答した割合は7割を超えており、今後も女性の社会進出により、就労形態の多様化が予測されます。このような中、一層複雑化する子育て家庭のニーズに対応するため、今後も保育サービス等を充実していくことが求められます。

【施策の展開】

① 保育サービスの充実

多様化する保育需要に対応した保育サービスのさらなる拡充に努めるとともに、保育環境・内容の充実を図ります。

② 子どもの居場所づくりの充実

共働き家庭やひとり親家庭が増加している中で、地域の子どもの居場所づくりについて、放課後子どもプランなど、地域に応じた放課後の居場所づくりを推進します。また、広報や保育所等を通じて、地域子育て支援拠点事業の利用を促進します。

2-2 両立支援の促進

【現状と課題】

本市では、ファミリーフレンドリー企業の普及や育児介護休業制度等の周知・情報提供等に努めてきました。

しかし、仕事と子育ての両立支援のためには、国、県、関係団体、また、地域の企業とも相互に協力・連携を図ることが不可欠です。また、男女ともに、働き方の見直しを図る上では、地域の実情に合わせた仕事と生活の調和への取り組みが必要となっています。

今後も、保育サービスの整備・充実はもとより、地域の企業などと連携・協力を得ながら、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた働き方の見直しなどを進めていく必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向け、啓発を継続的に行い、父親の子育て意識を高めることも重要となっています。

【施策の展開】

① 仕事と育児の両立支援

男女ともに働きながら子育てをしている人が、職場と育児の両立ができるように育児休業制度の普及を促進するとともに、労働時間などの雇用条件を改善するため、事業主などへの要請を図ります。

また、家庭や地域においても働き方や子育てのあり方への取り組み姿勢を持つように啓発を図ります。

② 就業への支援

出産や子育てのために退職した人に対して、求人情報の提供や再雇用のための支援に努めます。

また、職業能力の向上により就業の促進を図るため、関係機関と連携して各種技能習得の啓発に努めます。

さらに事業所内での職業訓練の推進を図るため、公共職業安定所による職場適応訓練費の助成金適応後も、引き続き雇用している事業所に市から助成金を講じ、さらに母子家庭等、就業が困難な方を雇用した場合についても、同様の措置を講じて就業の促進に努めます。

③ 父親の子育て参加の促進

父親の子育てへの関わりを深めるため、各種事業などへの父親の参加を呼びかけ、子育ての役割分担と家族の中で協力して子どもを育てる意識の拡大を図ります。

3. 子育てを楽しむ環境が整ったまち

3-1 親を育てる環境づくり

【現状と課題】

本市では、子育て中の家庭、また、これから親となる次代の親づくりという視点に立ち、子育て情報の提供や乳幼児とのふれあい活動などの取り組みを通して、子育て・親育ちのサポートを推進してきました。

しかし、核家族化の進行や地域社会の関係の希薄化が進み、子育て家庭の孤立化や子育てそのものに触れる機会の減少など、子育てを取り巻く環境への対応が必要となっています。

このため、引き続き、子育てに関する情報提供や各種講座の継続実施により、家庭における教育・学

習機会を充実させるとともに、次代の親となる子どもへの学習環境の対応を図り、子育てを楽しむような環境を整えていくことが重要です。

【施策の展開】

① 学習活動の支援

子育て家庭の心豊かな生活を支援するため、子育て世代が必要とする情報提供や学習機会を拡充します。

② 次代の親づくり

次代の親となる児童・生徒に対して、子どもを生き育てる喜びについて学習してもらい、あらゆる学習の場を通じてたくましく生きる力の育成に取り組みます。

3-2 健やかな成長のための環境整備

【現状と課題】

本市では、子どもの健やかな成長を育むため、各保育所などにおいて、異年齢児交流保育や高齢者とのふれあい事業、運動遊び、園庭開放などの取り組みを進めてきました。

また、小中学校などでは、学校と家庭、地域との連携を深め、道徳教育や学習活動、社会奉仕活動、自然体験活動などを実施し、豊かな人間性の育成に努めています。

今後も、地域で遊びやスポーツ、文化活動、地域活動などを通して、既存の取り組みを効果的に進めるとともに、何らかの理由で集団生活になじめない児童や生徒であっても健やかに学べるように、相談体制やサポート体制などの環境づくりを強化する必要があります。

【施策の展開】

① 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな心を育むため、活動の中で友達（仲間）づくりなどが行えるような多様な体験機会を拡充し、その自主的な参加促進を図ります。また、海や山の豊かな自然環境の中で、子どもたちの創意工夫を主体とした体験活動ができるように、既存施設等を活用した取り組みを進めます。

② 学校教育の充実

学校教育指導の方針を設定し、基礎的・基本的な学力の確実な定着と個性を伸ばす教育を推進し、主体的に学び、活動できる子どもの育成を図ります。また、命を大切にし、ともに生きることの喜びなど「こころの教育」の充実に努めます。

③ 幼児教育の充実

多様化する保育需要への対応を検討していくとともに、幼稚園と小学校の連携や幼稚園における子育て支援の充実に努めます。

④ 不登校児童対策

通学できない児童への適切な対応を図るため、家庭・地域・学校が連携して不登校の原因となっている様々な要因の早期発見、発生防止を目指します。

⑤ 文化・スポーツ環境の整備

地域の歴史などの文化環境とスポーツレクリエーション活動を中心としたスポーツ環境の整備を促進します。

⑥ 学校施設の整備

安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を行います。

⑦ 学校給食の充実

安全で楽しく給食が食べることができるよう給食指導及び栄養指導の充実を図るとともに、給食を通じて子どもたちの食に関する意識の啓発を図ります。

また、衛生的で安全・安心な学校給食を実施するために、学校給食関係者の衛生管理意識の一層の向上を図るとともに、老朽化等に伴う学校給食施設・設備の改善に努めます。

3-3 家庭教育への取り組み

【現状と課題】

家庭は、子どもにとって「最初の教育の場」であり、子どもの発育環境の中で、最も影響力が大きな場となります。そのため「次世代育成支援行動計画」に基づき、家庭教育に関する講座や交流・学習への取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、本市においても少子化の進行が顕著であり、また、核家族化に伴い、身近で子育てを直接見聞きする機会も減ってきました。特に、若い男女の中には、乳幼児に触れたことがないまま親になるケースが増えており、子どもとのコミュニケーションがうまくとれない保護者もいます。

こうした中、今後もこれまで進めてきた家庭教育に関する講座や学習への取り組みを継続して行い、親の役割や自覚を促すことが重要です。

【施策の展開】

① 子育ての場面に応じた学習機会、情報の提供

子どもの成長に応じた悩みや、情報などの子育て需要を的確に把握し、学校、保育所（園）、幼稚園、地域子育て支援センターなどの連携により、家庭教育について学ぶ機会や情報の提供を充実します。

② 子育てについての理解教育の推進

次代の子どもが自立して家庭を持つことができるように、家庭科や総合的な学習の時間などに、家庭のあり方や自分と家庭との関わり、地域と家庭との関わりなどを正しく理解できる教育を推進します。

③ 家庭の役割の重要性の再認識

家庭は、親子のふれあいや家族関係を通じて基本的なしつけや感性、社会のルールを教える場です。増え続ける街頭犯罪を中心とした少年の犯罪を未然に防止するためにも、子どもの成長に合わせた家庭におけるしつけや、健全な家族関係を築くことが重要です。このため、家庭の役割の再認識を啓発し、少年犯罪の防止を進めます。

4. 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

4-1 健康の保持増進

【現状と課題】

すべての子どもが健やかに育つためには、地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要となります。

本市では、母子の健康の確保のため、妊娠時からの訪問指導や各種教室等を実施し、乳幼児期から一貫した切れ目のない事業に取り組んできました。

また、子どものよりよい生活習慣や思春期児童へのサポートを充実するため、食育の推進や各種相談事業、教育面でのサポートにも対応しています。

引き続き、安心して子どもを生き育てられるよう健康支援に努めるとともに、保育所、幼稚園、各学校及び地域とのパートナーシップの強化を図り、子どもたちが健やかに育ち、学ぶ環境づくりや体制づくりをさらに進める必要があります。

【施策の展開】

① 母子の健康の確保

国の母子保健計画を参考に、妊娠から乳幼児期の施策を実施していくとともに、「健康づくり計画」に基づいた母子の健康づくりを推進します。

健康づくり推進協議会においては、母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健事業の企画・運営・啓発普及・評価・計画策定などを行い、事業の推進を図ります。

② 食育の推進

「田辺市食育推進計画」に基づきライフステージに応じた食育の取り組みを実施するとともに、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、乳幼児期・学童期それぞれの発達段階に応じた食の重要性について正しい知識と食習慣が獲得できる学習の機会や情報の提供を行います。

③ 小児医療の充実

子どもの健康管理のため、ふだんから身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、保健指導、健康教育等を通じて、小児の急病や事故の予防についての保護者の理解の向上を図ります。平成 25 年策定の第六次和歌山県保健医療計画では、「子ども救急相談ダイヤル# 8 0 0 0」の実施、田辺広域休日急患新涼所を中心とした地域の医療機関ネットワークの連携強化により、安心して子育てができるような体制づくりに取り組みます。

④ 思春期、青年期の健康づくり

子どもが大人へと大きな成長を遂げる発達段階である思春期において、性、健康と食事、喫煙、飲酒、薬物などについて正しい知識を習得し、問題に際しては青少年が自ら正しい判断を行うことができるように、学校、家庭、地域等の一体となった取り組みを推進します。

また、ひきこもり状態にある青年及びその家族からの相談に適切に対応し、社会参加に向けた支援を行います。

4-2 児童の権利擁護

【現状と課題】

暴力的な虐待のほか、ネグレクトといった子どもの世話を放置する児童虐待は、子どもの人権を侵害する大きな社会問題となっています。また、子どもが健やかに成長する上で、学校でのいじめ、不登校の問題など、様々な悩みを抱える子どもたちへの対応がますます重要となっています。

本市では「次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの人権啓発や教育相談など、児童の権利擁護を図る取り組みを進めてまいりました。

また、児童問題に関連機関が連携を深め、要保護児童対策地域協議会の設置など協力体制を確保し、虐待を受けている児童をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な支援、未然防止に努めています。

今後も、すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利を擁護するため、市民一人ひとりの意識を高めるとともに、人権侵害の被害に遭わないように虐待の発見、防止対策の充実が望まれます。

【施策の展開】

① 虐待の予防と防止体制の整備

虐待連絡協議会による情報の収集や相談指導体制を充実し、児童虐待の未然防止を図ります。また、子育て関連施設を中心とした予防の徹底と家庭訪問などによる発見に努め、あらゆる関係機関と連携した防止体制を強化します。

② いじめ問題、不登校児童などへの適切な対応

子ども一人ひとりがいきいきとした学校生活を送れるような魅力ある学校づくりを進めます。

4-3 生活環境の整備・充実

【現状と課題】

本市では子どもや子育て家庭が快適に暮らせ、また、いきいきと生活できるように、居住空間や道路環境、公共施設などの生活環境の整備・充実を進めてきました。

しかし、現状では着手できていないバリアフリーが必要な箇所・部分も存在するため、今後も引き続き、ベビーカーや歩行者、自転車利用者などが利用しやすいように、ハードとソフトの両面から生活環境の整備・充実に努めるとともに、子ども連れでも安心して外出できるように、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、住む人にとってやさしいまちづくりを推進することが重要です。

また、子どもの健全な成長や育成をサポートするため、有害環境への対策や公園施設整備、自然環境保全等についても、継続して対応していく必要があります。

【施策の展開】

① 良質な住宅、宅地と良好な居住環境の確保

市民が安心して子育て、子育てができるように、住宅や宅地の供給促進を図ります。

② 安全な道路環境の整備

通学路を中心として各種の交通安全施設の整備を進めるとともに、段差の解消などにより安全、快適な道路環境整備を進めます。

③ 子育てバリアフリー化の推進

妊産婦から子ども連れをはじめとして、高齢者や障害者などすべての人が安心して外出できるよう公共公益施設などで乳児のオムツ台や小児用トイレなどの子育て支援施設の整備を促進します。

④ 有害環境の除去

青少年健全育成のため有害環境へのアクセスの制限や自主的な規制を促すとともに関係機関の連携により有害環境の浄化を進めます。

4-4 子どもの安全の確保

【現状と課題】

子どもを犯罪被害や交通事故の被害から守り、子どもの安全を確保するためには、まち全体で取り組みを進める必要があります。

本市ではみんなで子どもを守る街づくり計画の実施において、町内会や地域単位で子どもの通学を見守り、声かけ運動を実施してきたことから、地域の子ども、大人同士の交流が深まり、安全意識の向上が図られています。

今後も、地域全体で子どもの安全を確保するために、行政、警察、地域、学校、家庭、関連機関や関係団体などが連携を強化し、犯罪防止や交通事故から子どもたちを守る体制を充実し、それらの活動を継続的に進めていく必要があります。また、地域福祉などの取り組みを進め、地域住民の連帯感を育むことで支えあいの意識、防犯意識を高めていくことも重要となります。

【施策の展開】

① 交通安全の推進

子どもたちが安心して外出し、活発に活動できる安全なまちにするため、田辺警察署などと連携して交通安全の意識を醸成するとともに、チャイルドシートの着用の厳守など、市民一人ひとりが子どもの交通安全に配慮するような取り組みを促進します。

② 犯罪被害の防止

子どもの防犯意識の育成を図るとともに、「きしゅう君の家」等子どもを犯罪被害から守る全市的な体制の整備を進め、市民や事業者の協力により犯罪被害の防止に努めます。

特に、登下校時の市民による子どもの見守りや声かけを通じて、犯罪のない明るいまちづくりを進めます。

③ 防災

子どもが安全に生活できるように、公共施設を中心とした耐震対策や地震・津波などに対する防災教育を推進します。